

# 杉並区職員措置請求監査結果

(平成30年度政務活動費に関する住民監査請求)

令和元年7月

杉 並 区 監 査 委 員

## 目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	2
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述の実施	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	3
3—1	区議会事務局	3
3—2	総務部総務課	5
4	区議会議長の調査回答の要旨	6
4—1	令和元年6月5日付け調査回答	6
4—2	令和元年7月4日付け調査回答	7
第3	監査の結果	
1	結 論	9
2	政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	9
3	本件支出の内容等	10
4	判 断	
4—1	監査の基本的な考え方と視点	10
4—2	請求項目についての判断	11
4—3	まとめ	16
5	意見・要望	17

<別紙>

1	措置請求書等	
1-1	措置請求書	19
1-2	追加の証拠資料	29
2	区議会事務局抗弁書	53
3	総務部総務課抗弁書	57
4	区議会議長の調査回答	
4-1	令和元年6月5日付け調査回答	59
4-2	令和元年7月4日付け調査回答	61

<資料>

1	政務活動費条例（平成30年4月1日現在）	67
2	政務活動費規則（平成30年4月1日現在）	71
3	政務活動費規程（平成30年4月1日現在）	73
4	事務処理の手引（平成30年度版）	77
5	平成31年4月5日付け区議会事務局長報告	151

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所の記載は省略した。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

A

B

C

D

E

### 2 請求書の提出

令和元年5月21日

### 3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙1—1」のとおりであり、その概要は次のとおりである。

平成30年度政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿によると、杉並区議会自由民主党の所属議員10名（井口かづ子議員、井原太一議員、今井ひろし議員、大泉やすまさ議員、大熊昌巳議員（以下「大熊議員」という。）、大和田伸議員、小川宗次郎議員、はなし俊郎議員、吉田あい議員及び脇坂たつや議員）は、平成31年2月14日又は同月15日付けで、当該会派の区政報告（杉並区議会自由民主党区議団通信「すぎなみ自民（平成31年春、VOL.8）」）（以下「本件区政報告」という。）の作成等の経費として各7万7,375円を広聴広報費として計上しているが、按分はなされていない。

この計上がなされた時期は、任期満了に伴う杉並区議会議員選挙（以下「区議選」という。）の約2か月前であり、本件区政報告の作成・配布が選挙活動を主として行われたことは、同種の支出の是非を争点とした別件訴訟の結果（平成30年8月28日東京地裁判決（平成28年（行ウ）第281号政務活動費返還請求事件）及び平成31年4月16日東京高裁判決（平成30年（行コ）第296号政務活動費返還請求控訴事件）並びに平成31年3月22日東京地裁判決（平成28年（行ウ）第322号政務活動費返還請求事件））などから明らかである。

また、本件区政報告の内容をみると、議員の肖像写真や所属会派、所属政党名が面積比で約5割と大半を占め、選挙目的であることを雄弁に物語っており、記事も区政報告とはいいい難いものが多々ある。

法令、条例等によれば、選挙目的に政務活動費を使用することはできず、よって、大熊議員の本件区政報告関連費用の同議員負担額（7万7,375円）の支出（以下「本件支出」という。）の全てが違法又は不当であり、大熊議員の不当利得に当たることから、杉並区長（以下「区長」という。）は、当該不当利得の返還請求をする義務を負っている。

以上のことから、本件支出の返還請求を区長に勧告するなど杉並区監査委員に対して必要な措置を求める。

#### 4 請求の受理

本件監査請求については、令和元年5月28日の監査委員会議において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、井原太一監査委員を除斥とした後、監査委員3名（上原和義監査委員、三浦口仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、同法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同日付けで文書によりこの旨を通知した。

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは、追加の証拠資料(資料1「本件区政報告の領収書及び内訳書等」、資料2「大熊議員の本件区政報告の領収書及び内訳書」、資料3「平成30年度政務活動費で、区政報告に関する経費を50%按分して支出した議員(井口かづ子議員、けしば誠一議員、新城せつこ議員、堀部やすし議員、増田裕一議員及び松尾ゆり議員)の収支報告書及び出納簿」、資料4「公明党議員の携帯電話代が50%按分になった平成30年度政務活動費の収支報告書及び出納簿」)(別紙1—2)が提出されるとともに、請求人(4名)から本件監査請求に関する陳述が行われた。

### 2 監査対象事項

大熊議員の平成30年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する本件支出について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、本件監査請求のうち、大熊議員に対する返還請求額(7万7,375円)のうちの本件監査請求後に返還された部分(3万8,688円)に係る請求については、監査の対象外(却下)とした。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局(以下「区議会事務局」という。)及び杉並区総務部総務課(以下「総務部総務課」という。)を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和元年6月5日付けでその提出を受けた。

区議会事務局(区議会事務局長)の抗弁書(別紙2)及び総務部総務課(区長)の抗弁書(別紙3)の要旨は、次のとおりである。

#### 3—1 区議会事務局

区議会事務局(区議会事務局長)の抗弁書には、①請求人の主張に対する見解等及び②令和元年度からの取組について記載されている。

請求人の主張に対する見解等の主な内容は、次のとおりである。

区政報告の発行など区政や議会活動に関する情報を区民に提供する経費は、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」(以下「政務活動費条例」という。)別表に規定する政務活動に要する経費(以下「政務活動に要する経費」という。)で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

本件区政報告については、平成31年1月13日に、新聞折込み(朝日、読売、毎日、産経)の方法により、16万5,300部配布している。なお、サンプル印刷(1,000

部)とは、所属議員の手渡し用として印刷したものである。

はじめに、当該配布時期について、平成26年度と同様に1月であり、統一地方選挙の約3か月前とほぼ一致する。しかし、本件区政報告は、平成26年度以降、区政や議会活動及び区の施策・情報を区民に提供するため、次の表のとおり、春号・夏号として、年2回、定期的・継続的に発行しているものであり、この点において平成26年度当時とは状況を異にする。

会派区政報告発行号	発行月	部数
平成21年12月号	平成21年12月	部数不明
平成22年4月号	平成22年4月	部数不明
平成26年7月号	平成26年7月	部数不明
平成27年1月号	平成27年1月	15万2,250部
平成27年8月号 (VOL. 1)	平成27年8月	1,000部
平成28年春号 (VOL. 2)	平成28年1月	14万6,150部
平成28年夏号 (VOL. 3)	平成28年6月	3,000部
平成29年春号 (VOL. 4)	平成29年1月	13万6,800部
平成29年夏号 (VOL. 5)	平成29年8月	5,000部
平成30年春号 (VOL. 6)	平成30年1月	12万5,550部
平成30年夏号 (VOL. 7)	平成30年8月	3,000部
平成31年春号 (VOL. 8)	平成31年1月	16万5,300部

次に、配布部数について、平成26年度の配布部数は15万2,250部、本年1月は16万5,300部であり、ほぼ同数である。しかし、より広く区民に区政の課題や議会審議の状況を知ってもらうためには、必要な部数であるとの説明を受けており、さらに、発行部数を所属議員で割り返せば、議員1人当たりになると1万3,775部となること、また、平成31年4月21日(統一地方選挙当日)の有権者数47万527人からみても約2.9%の比率となり、これは適切な部数であると考えられる。

また、平成31年4月16日東京高裁判決では、「地方自治法、条例、規程等の関係法令は、政務活動費の支出が政務活動として適正な内容であるか否かを適法性の判断要素とし、時期による制約を設けていないから、原判決のように、選挙の時期に近接して支出する政務活動費が選挙活動ないし選挙に向けたPRのための性質を併せ有するとして、2分の1の割合で按分して支出すべきとすることは、地方公共団体の自治立法権の侵害となりかねない」との区側の主張に対し、裁判所は、「原判決は政務活動費の支出について時期による制約を設けたものではなく、本件会派報告の記載内容を踏まえて判断したもの」としている。これは、発行時期も判断材料としての一要素ではあるが、記載内容についても判断の前提としたものと解釈できる。

そこで、本件区政報告の記載内容を考察すると、平成30年度の区議会定例会や全員協議会での概要報告、平成30年中に開設した主な区立施設や視察先の写真掲載など、平成30年8月28日東京地裁判決及び平成31年4月16日東京高裁判決で示された4年間の活動実績等を総括したものではなく、過去1年を振り返

った内容となっている。また、写真の割合について、請求人は、議員の肖像写真、所属会派・所属政党名の面積割合が約5割を占めており、選挙目的である旨主張する。しかし、写真の占める割合だけで政務活動か否かを判断するのではなく、例えば、議員の写真・連絡先は広く政務活動という広聴活動に当たること、調査研究活動で訪れた視察先の写真を掲載していること等、写真については、個々に政務活動であるかを判断すべきと考える。

これらを総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、選挙活動や政党活動としての側面を有していることを推認させるとまではいえないため、その内容から政務活動としてその経費を認めることは妥当と考える。

よって、本件区政報告については、大熊議員から請求人の指摘事項及び先に述べた判決を考慮した考え方など合理的な説明を受けており、政務活動に要する経費及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）別表に規定する政務活動に要する経費細目（以下「政務活動に要する経費細目」という。）に基づき適正に処理されていると判断できる。

### 3—2 総務部総務課

総務部総務課（区長）の抗弁書の内容は、次のとおりである。

請求人は、平成30年8月28日東京地裁判決及び平成31年4月16日東京高裁判決を根拠として、本件支出の全てが違法又は不当であるとしているが、両判決の例は、本件とは内容を異にするものである。

上記判決は、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布された会派区政報告の記載内容が、過去1年間を振り返ってのものではなく4年間の活動実績等を総括したものであること、かつ前後の会派区政報告との一体性及び連続性を欠くものであることから、選挙に向けた会派所属議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないとの理由から製作費の2分の1を超えて政務活動費から支出することを違法としたものである。

しかし、本件区政報告は、毎年1月と6～8月の計2回半期ごとに定期的に作成されている会派報告の一つであり、表題、通し番号等において、これまで発行されている「区政報告平成27年8月VOL.1」から「区政報告平成30年夏VOL.7」までとの一体性及び連続性があり、作成・配布が区議選の約3か月前であっても、選挙に向けたPRであるとは認識し難い。

また、その内容についても、区議会定例会の概要報告、区総合計画等に対する意見、年内に開設した区立施設の紹介及び会派視察報告など、区議会での活動を振り返ったものであり、議員の写真等の掲載はあるものの、紙面全体から見れば一定の範囲内であることから、区政報告の趣旨と矛盾するものではない。

以上のことから、本件区政報告は、選挙活動としての側面を有しているとはいえず、その経費に政務活動費を充てることは妥当であり、区は、大熊議員の平成30年度政務活動費について、適正に執行したものと考えている。



#### 4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、区議会議長（以下「議長」という。）は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の調査回答の要旨は、次のとおりである。

##### 4—1 令和元年6月5日付け調査回答（別紙4—1）

当該調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④大熊議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

###### (1) 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成30年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

###### (2) 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、議員が良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

###### (3) 大熊議員からの説明

本件区政報告の発行経費の計上時期が選挙の約2か月前であることをもって、その作成・配布を主として選挙活動であるとした指摘について、経費の計上時期は、業者の請求締日、支払期限等によって発行の時期と隔りが生じるものであり、計上時期を基にした請求人の主張は受け入れられないものとする。

その上で、発行の時期を平成31年1月13日とした理由は、1年間を振り返って会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明することを発行の目的としているため、当該年の最後の定例会の閉会日（平成30年12月6日）以降に編集作業、校正、印刷を行う必要があったことによるものであり、定例会の終了後約1か月後の発行は、年末年始を挟んだことを考慮すれば、妥当な期間と考える。結果としてこの時期が選挙の約3か月前という理由により選挙活動とみなされる部分があるのであれば、当該年の最終定例会の報告は、他の年度と異なり政務活動費による全額での支出ができないこととなり、広聴広報活動の制限になり得る点を危惧するものである。

次に、請求人が本件と同種の支出の是非を争点とした判決として援用する平成30年8月28日東京地裁判決及び平成31年4月16日東京高裁判決並びに平成31年3月22日東京地裁判決については、会派として真摯に受け止め、対応を協議した結果、対象となった区政報告の内容が4年間の総括であった点や発行の連続性を欠いていた点、議員写真の割合について、

一部誤解を招きかねない内容であったことを踏まえ、当該年の支出は按分することとした上で、その後に発行した区政報告は、1年間の振り返りとして毎年定期的に発行し、議員写真もその構成比を著しく減少させており、本件区政報告も同様であるため、判決で指摘された区政報告とは全く異なる内容のものになっていると判断している。

次に、発行部数に関しては、広聴広報という目的のために妥当な発行部数を算定するに当たり、区民約57万人（令和元年5月1日現在）に対して、会派人数が議員定数に占める割合（12/47＝約25.5%）を乗じた約14万3,000人又は有権者数約47万人に対して投票率約4割を乗じた約18万8,000人という意見があった中で、その中間となる16万5,000人程度を妥当とした結果、同程度になるよう新聞折込みを検討し、16万5,300部を発行したものである。

次に、当該印刷物の内容について、議員の肖像写真や所属会派、所属政党名が面積比で約5割と大半を占めていることによって選挙目的であることを雄弁に物語っていると指摘されているが、両面の合計面積に対する表題・議員写真の面積割合を計算したところ30.8%であるため、指摘は当たらないものとする。

次に、記事も区政報告とはいいい難いものが多々あると指摘されているが、具体的な指摘がないので、判断することができない。

まとめとして、内容も議会活動の広報としての目的に沿ったものであり、政治、政党、選挙活動とは一線を画す内容と考えている。

よって、本件区政報告は、政務活動費条例に沿った支出であると考え、返還には一切応じられないものである。

#### 4—2 令和元年7月4日付け調査回答（別紙4—2）

当該調査回答には、本件監査請求後の令和元年6月27日付けで行われた大熊議員の「平成30年度政務活動費収支報告書及び出納簿」（以下「30年度収支報告書等」という。）の訂正（誤記控除・誤記更正）等について記載されている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

返還日	返還額	内 容
令和元年6月28日	3万8,688円	会派通信（区政報告）VOL.8

また、30年度収支報告書等の訂正理由は、次のとおりである。

「本件区政報告は、政務活動費条例に沿った正しい支出であり、関連する3つの判決で指摘された内容とは異なると考えているが、当該判決を十分精査した結果、区民にいたずらに誤解を招かないようにしなければならないということも大切であると考え、当該判決で認められなかった2分の1部分については、会派として計上を取りやめ、自主的に返還することとした。」

本件監査請求の対象とされていないが、本件支出と同一の支出を行った9議員（井口かづ子議員、井原太一議員、今井ひろし議員、大泉やすまさ議員、大和田伸議員、小川宗次郎議員、はなし俊郎議員、吉田あい議員及び脇坂たつや議員）についても、令和元年6月27日付けで30年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、次のとおり、返還されている。

議員名	返還日	返還額
井口かづ子議員	令和元年6月28日	3万8,688円
井原太一議員	令和元年7月1日	3万8,688円
今井ひろし議員	令和元年6月28日	3万8,688円
大泉やすまさ議員	令和元年6月28日	3万8,688円
大和田伸議員	令和元年6月28日	3万8,688円
小川宗次郎議員	令和元年6月28日	3万8,688円
はなし俊郎議員	令和元年7月4日	3万8,688円
吉田あい議員	令和元年7月1日	3万8,688円
脇坂たつや議員	令和元年6月28日	3万8,688円

### 第3 監査の結果

#### 1 結 論

本件監査請求については、令和元年7月5日に監査委員3名（上原和義監査委員、三浦口仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、第2の2の「監査対象事項」（3ページ）に記載した返還請求額のうちの本件監査請求後に返還された部分（3万8,688円）に係る請求については、これを却下し、その余の部分（3万8,687円）に係る請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

#### 2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購

入費、事務費、事務所費及び人件費)の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

- (6) その後、平成26年3月、平成27年3月、平成28年3月、平成29年3月及び平成30年3月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

### 3 本件支出の内容等

- (1) 杉並区議会自由民主党は、本件区政報告を作成し、平成31年1月13日に、新聞(朝日、読売、毎日、産経)折込みの方法により、16万5,300部を配布した。そのほか、所属議員の手渡し用として、1,000部作成した。

なお、当時の当該会派所属議員は、①浅井くにお議員、②井口かづ子議員、③井原太一議員、④今井ひろし議員、⑤大泉やすまさ議員、⑥大熊議員、⑦大和田伸議員、⑧小川宗次郎議員、⑨富本卓議員、⑩はなし俊郎議員、⑪吉田あい議員及び⑫脇坂たつや議員の12名であった。

- (2) 当該会派所属議員のうち10名(①井口かづ子議員、②井原太一議員、③今井ひろし議員、④大泉やすまさ議員、⑤大熊議員、⑥大和田伸議員、⑦小川宗次郎議員、⑧はなし俊郎議員、⑨吉田あい議員及び⑩脇坂たつや議員)は、平成31年2月14日又は同月15日に、本件区政報告関連費用92万8,508円(①印刷代・新聞折込み代:92万8,076円、②銀行振込手数料:432円)の各議員負担額7万7,375円を、按分せずに政務活動費に計上した。

なお、浅井くにお議員及び富本卓議員は、当該各議員負担額を政務活動費に計上しなかった。

## 4 判 断

### 4—1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成25年3月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。

- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務活動費規則」という。）に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、用途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成21年12月17日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。
- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、用途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

#### 4—2 請求項目についての判断

請求人は、本件支出の全額が違法又は不当であると主張していることから、平成30年度当時の政務活動費条例（資料1）、政務活動費規則（資料2）、政務活動費規程（資料3）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について」（以下「事務処理の手引」という。）（資料4）等に基づき、また、下記の（3）の杉並区議会自由民主党が平成27年1月に作成・配布した会派の区政報告（以下「会派区政報告（平成27年1月号）」という。）に関する判決の趣旨を参照した上で、本件支出の違法性又は不当性の有無について、以下、判断する。

##### (1) 請求人の主張の要旨

本件支出の計上がなされた時期は、任期満了に伴う区議選の約2か月前であり、本件区政報告の作成・配布が選挙活動を主として行われたことは、同

種の支出の是非を争点とした別件訴訟の結果（平成30年8月28日東京地裁判決及び平成31年4月16日東京高裁判決並びに平成31年3月22日東京地裁判決）などから明らかである。

また、本件区政報告の内容をみると、議員の肖像写真や所属会派、所属政党名が面積比で約5割と大半を占め、選挙目的であることを雄弁に物語っており、記事も区政報告とはいいい難いものが多々ある。

したがって、本件支出の全てが違法又は不当であり、計上額の全額の返還を求める。

## （2）区側の主張の要旨

### ア 区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書

①杉並区議会自由民主党の会派の区政報告は、平成26年度以降、区政や議会活動及び区の施策・情報を区民に提供するため、春号・夏号として、年2回、定期的・継続的に発行しているものであり、平成26年度当時とは状況を異にすること、②配布部数（16万5,300部）については、より広く区民に区政の課題や議会審議の状況を知ってもらうために必要な部数であり、適切な部数であると考えられること、③平成31年4月16日東京高裁判決については、発行時期も判断材料の一要素であるが、記載内容についても判断の前提としたものと解釈することができること、④本件区政報告の記載内容は、4年間の活動実績等を総括したものではなく、過去1年間を振り返った内容となっており、写真については、写真の占める割合だけで政務活動か否かを判断するのではなく、写真ごとに政務活動であるかを判断すべきものであること等を総合的に判断すると、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、選挙活動や政党活動としての側面を有していることを推認させるとまではいえない。

### イ 議長の調査回答（大熊議員の説明）

発行時期を平成31年1月13日とした理由は、1年間を振り返って会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明することを目的としているため、当該年の最後の定例会の閉会日（平成30年12月6日）以降に編集作業、校正、印刷を行う必要があったことによるものであり、約1か月後の発行は、年末年始を挟んだことを考慮すれば妥当な期間である。結果としてこの時期が選挙の約3か月前という理由により選挙活動とみなされる部分があるのであれば、当該年の最終定例会の報告は、他の年度と異なり政務活動費による全額での支出ができないこととなり、広聴広報活動の制限になり得る点を危惧するものである。

会派区政報告（平成27年1月号）の内容が、4年間の総括であった点や発行の連続性を欠いていた点、議員写真の割合について一部誤解を招きかねない内容であったことを踏まえ、その後に発行した区政報告は、1年間の振り返りとして、毎年定期的に発行し、議員写真もその構成比を著しく減少させており、判決で指摘された区政報告とは全く異なる内容になっている。表題・議員写真については、両面の合計面積に対する面積割合を計算したところ、30.8%であり、面積比で約5割と大半を占めているとい

う請求人の指摘は当たらない。

以上のことから、その内容も議会活動の広報としての目的に沿ったもので、選挙活動等とは一線を画す内容であり、本件支出は、政務活動費条例に沿った支出であると考えられる。

ウ 総務部総務課（区長）の抗弁書

本件区政報告は、年2回半期ごとに定期的に作成されている会派報告の一つであり、表題、通し番号等において、これまで発行されているものとの一体性及び連続性があり、作成・配布が区議選の約3か月前であっても、選挙に向けたPRであるとは認識し難い。

また、その内容についても、区議会定例会の概要報告、区総合計画等に対する意見、年内に開設した区立施設の紹介及び会派視察報告など、区議会での活動を振り返ったものであり、議員の写真等の掲載はあるものの、紙面全体から見れば一定の範囲内であることから、区政報告の趣旨と矛盾するものではない。

以上のことから、本件区政報告は、選挙活動としての側面を有しているとはいえず、その経費に政務活動費を充てることは妥当である。

(3) 会派区政報告（平成27年1月号）に関する判決の要旨

ア 平成31年4月16日東京高裁判決（原判決：平成30年8月28日東京地裁判決）

本件会派報告は、本件会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するものである実態を有すること自体は否定し難いものの、本件会派報告が統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も、過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の区議選が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、そもそも、本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していることも併せ考慮すると、それが選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかである。

そうすると、本件会派報告は、全体として、本件会派としての活動状況等を報告・説明するという面と選挙に向けたPRとしての面を併せ有するものであるといえ、政務活動に当たる部分と、それ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ない。したがって、このような場合には、社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である。

イ 平成31年3月22日東京地裁判決

今後の区政に関する提言を記載しているという自民党チラシの内容に加え、区議選の約3か月前という時期に作成・配布されていること、14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したことなど



の事情を総合すると、自民党チラシは、本件の相手方である上記6区議の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという上記6区議の政務活動としての側面を有すること自体は否定し難いものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきである。

(中略)

自民党チラシにおける政務活動としての側面と政党活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である。

#### (4) 判 断

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その印刷代、新聞折込み代等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

本件支出については、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、まず、本件区政報告の内容について検討する。

本件区政報告の内容をみると、表面には、①会派所属議員(12名)の集合写真、②東京都農林総合研究センター及び東京都子ども家庭総合センターの視察の写真、③大和田伸幹事長の「ご挨拶」と題する文章、④平成30年第3回・第4回区議会定例会の概要報告等が掲載され、裏面には、①会派所属議員(12名)の上半身の写真、役職、氏名、住所及び電話番号、②杉並区総合計画ほか5計画の改定に関する記事、③平成30年中に開設した主な区立施設(ウェルファーム杉並等)、④会派の連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)等が掲載されている。

このうち、大和田伸幹事長の「ご挨拶」と題する文章については、会派を代表して、区政に関する意見等が述べられているものであり、そのほか、東京都農林総合研究センター及び東京都子ども家庭総合センターの視察の写真、平成30年第3回・第4回区議会定例会の概要報告、杉並区総合計画ほか5計画の改定に関する記事、平成30年中に開設した主な区立施設(ウェルファーム杉並等)並びに会派所属議員の役職及び氏名については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、会派所属議員の住所及び電話番号並びに会派の連絡先については区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められる。このことは、裏面に、「杉並区議会自由民主党では、区政についてのご意見・ご質問・ご提言などを随時お待ちしております。下記の連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)に住所・氏名を添えてお問い合わせ下さい。お待ちしております」と記載されていることからして、明らかというべきである。

また、区議会においては、区民の意見等を集約し、それらを踏まえて区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要がある、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、先に述べた広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載し、当該部分に係る経費に政務活動費を充てたとしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載することが直ちに選挙活動、政党活動、後援会活動等（以下「選挙活動等」という。）に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできないというべきである。

本件区政報告に掲載された会派所属議員の集合写真及び上半身の写真については、当該写真が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

したがって、本件区政報告には、選挙活動等の明らかに政務活動に該当しないと判断できるような記載はないものと認められる。

議長の調査回答において、大熊議員から、「会派区政報告（平成27年1月号）の内容が、4年間の総括であった点や発行の連続性を欠いていた点、議員写真の割合について一部誤解を招きかねない内容であったことを踏まえ、その後に発行した区政報告は、1年間の振り返りとして、毎年定期的に発行し、議員写真もその構成比を著しく減少させており、判決で指摘された区政報告とは全く異なる内容になっている」と説明されているが、会派区政報告（平成27年1月号）と比べて、その内容は、前回の区議選が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものとはなっておらず、また、会派所属議員の集合写真及び上半身の写真の割合を縮小するなど、全体として政務活動の範囲を超えないよう、慎重に配慮・工夫されたことがうかがわれ、また、区議会事務局長の抗弁書に記載されているように、平成27年8月以降の当該会派の区政報告については、杉並区議会自由民主党区議団通信「すぎなみ自民（VOL. 1～VOL. 8）」として、年2回、1月と8月（平成28年のみ1月と6月）に定期的に発行されていることが認められる。

本件区政報告の発行時期について、議長の調査回答において、大熊議員から、「発行時期を平成 31 年 1 月 13 日とした理由は、1 年間を振り返って会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明することを目的としているため、当該年の最後の定例会の閉会日（平成 30 年 12 月 6 日）以降に編集作業、校正、印刷を行う必要があったことによるものであり、約 1 か月後の発行は、年末年始を挟んだことを考慮すれば妥当な期間である」と説明されており、それを否定する根拠はなく、請求人が主張するように、「本件区政報告の作成・配布が選挙活動を主として行われたことは明らかである」ということはできず、選挙活動の目的・意図はなかったものと解するのが相当である。

以上のことから、本件区政報告は、大熊議員の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという同議員の政務活動としての側面を有することは、明らかというべきである。

次に、会派区政報告（平成 27 年 1 月号）について、①平成 31 年 4 月 16 日東京高裁判決においては、「本件会派報告は、全体として、本件会派としての活動状況等を報告・説明するという面と選挙に向けた PR としての面を併せ有するものである」と判示され、また、②平成 31 年 3 月 22 日東京地裁判決においては、「自民党チラシは、本件の相手方である上記 6 区議の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという上記 6 区議の政務活動としての側面を有すること自体は否定し難いものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきである」と判示されたところである。

このことから、本件区政報告が、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かが問題となるが、仮に併有していると解したとしても、政務活動としての側面と選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、政務活動としての割合は 50%と認めるのが相当であるところ、先に述べたとおり、本件支出の 50%を超える部分については、既に返還されており、監査の対象外（却下）としたところである。

以上のことから、本件区政報告は、大熊議員の政務活動としての側面を有することは明らかであり、また、仮に選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解したとしても、50%を超える部分については、既に返還されていることから、本件支出の全額が違法又は不当であるという請求人の主張には、理由がないというべきである。

#### 4—3 まとめ

以上のとおり、本件支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないと認められるので、これを棄却する。

## 5 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会において、毎年度、政務活動費制度の運用改善についての検討を行い、制度の検証と改善を継続的に進められていることは、評価することができる。

平成 30 年度においては、平成 31 年 4 月 5 日付け「平成 30 年度杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について(報告)」(以下「平成 30 年度対応状況報告」という。)(資料 5) のとおり、①平成 31 年度版から、事務処理の手引を杉並区議会ホームページで公開する、②政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について、勤務内容が複数ある場合は可能な限り複数の勤務内容を記載することを再度周知徹底するなど、運用の改善が図られている。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

### ア 按分の割合(上限)が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合(上限)が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合(上限)が定められていない経費については、適切な按分の割合(上限)を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

また、上記③を含め、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、具体的な証拠資料を伴わない単なる説明のみでは不十分であり、上限を超える実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、より適正かつ厳正に運用されるよう、事務処理の手引に明記されたい。

このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要がある、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派・議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成 28 年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正に

については、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について、違法とする判決が出されるなど、世論の厳しさが増している状況にあり、今年度は、監査委員の意見・要望を受け止め、改善が図られることを期待するものである。

イ 「平成 30 年 8 月 28 日東京地裁判決及び平成 31 年 4 月 16 日東京高裁判決（判決 1）」並びに「平成 31 年 3 月 22 日東京地裁判決（判決 2）」について

判決 1 においては、①90%按分で計上したパソコン関連費用、②80%按分で計上した区政報告会関連費用及び③按分せずに計上した会派区政報告関連費用について、違法な支出であると判断され、判決 2 においては、按分せずに計上した複数の会派及び議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。

一方で、上記の判決においては、適法な支出であると判断されたものも多数あることから、上記の判決内容について、杉並区議会政務活動費専門委員会の助言を受けるなどして、改めて、精査・分析を行い、今後、政務活動費の使途の適正が確保されるよう、速やかに制度の改善を図られたい。

- (2) 議長は、平成 29 年度政務活動費に関する調査回答において、「今後は、平成 30 年 8 月 28 日東京地裁判決及び平成 31 年 4 月 16 日東京高裁判決並びに平成 31 年 3 月 22 日東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合(上限)が定められていない経費や月極駐車場代その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組む」との見解を明らかにされている。

また、区議会事務局長は、上記の平成 30 年度対応状況報告において、「按分の割合(上限)が定められていない経費の適切な按分の割合の設定については、平成 28 年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度は、重点的に検討する」との見解を明らかにされている。

区議会におかれては、早期に検討を進められ、必要な改正を行われることが、政務活動については議員活動の円滑な遂行に大きく資するものであると信じてやまない。

今後も、制度の検証と改善を継続的に進められるよう期待するものである。

# 別紙



杉並区職員措置請求書

2019年5月21日

杉並区監査委員御中

趣旨

2018年度政務活動費のうち、別紙記載のとおり計 7万7375 円の返還をさせるよう必要な措置を求める。

理由

本件各支出は、杉並区議会自由民主党が発行した「区政報告」の経費である。2018年度政務活動費収支報告書ならびに同出納帳によれば、同党派所属議員10名＝井口かづ子、井原太一、今井ひろし、大熊昌巳、大和田伸、大泉やすまさ、小川宗次郎、はなし俊郎、吉田愛、脇坂達也＝は、2019年2月14日（井口議員）また同月15日付で、当該区政報告の作成等の経費として各7万7375円を「広聴広報費」として計上している。按分はなされていない。

上記支出の計上がなされた時期は、任期満了に伴う杉並区議会議員選挙の約2ヶ月前であり、同区政報告の作成・配布が、選挙活動を主として行われたことは、同種の支出の是非を争点とした別件訴訟の結果――

○東京地裁・平成28年（行ウ）第281号判決及び東京高裁・平成30年（行コ）第296号判決（確定）

○東京地裁・平成28年（行ウ）第322号判決

――などから明らかである。

当該印刷物 内容をみると、議員の肖像写真や所属党派、所属政党名が面積比で 約5割と大半を占めており、選挙目的であることを雄弁に物語っている。記事も区政報告とはいいい難いものが多々ある。

法令、条例、規則によれば、選挙目的に政務活動費は使えない。よって、各

支出のすべてが違法または不当な支出であり、大熊議員の不当利得にあたる。当該不当利得の返還請求をする義務を区長は負っている。

以上のとおりであるから、当該支出の返還請求を区長に勧告するなど杉並区監査委員に対して必要な措置を求める。

請求者

杉並区 A ㊟

杉並区 B ㊟

杉並区 C ㊟

杉並区 D ㊟

杉並区 E ㊟

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

以上



別紙

(議員名)	(支出年月日)	(支出金額)
1 大熊昌巳	2019年2月15日	7万7375円

合計7万7375円

## 事実証明書

- 1 「杉並区議会自由民主党／すぎなみ自民／区議団通信  
区政報告／平成31年春 VOL.8」と題する印刷物の写し（原本はカラー刷り）
- 2 2018年度政務活動費収支報告書及び出納帳の抜粋（大熊昌巳）

# すぎなみ自民

区議団通信

区政報告

平成31年春

VOL.8



杉並区議会本会議場において 会派所属議員（12名）



7月、小宮都議とともに立川市にある東京都農林総合研究センターを視察。



8月には東京都子ども家庭総合センターに小宮都議と共に視察を行いました。

## ご挨拶

幹事長 大和田 伸

昨年は、残念ながら改めて今、求められている安全・安心とは何かを考えさせられる一年でした。

日本各地で被害があった地震、台風などの災害、また異常ともいえる猛暑。区内においても、肺がん検診の見落としによって、尊い命が失われる結果となりました。

本年、私たちは政治の最大の使命である安全・安心な杉並の実現に向け、これらの教訓を糧にしっかりと取り組んで参ります。

加えて、昨年達成した保育待機児童ゼロを、引き続き継続して参ります。高齢者施策では、特養ホームの整備や地域包括ケアの拡充を図って参ります。

ほかにも障害者の親亡き後への課題、地域経済の活性化などを目指し、区民の声に真摯に耳を傾け、地域の担い手として区政を前に進めて参ります。

本年も皆様のご健勝ご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

## 第三回・第四回定例会の概要報告

第三回定例会は9月10日から、10月16日までの37日間、開会されました。

杉並区個人情報保護条例の一部改正ほか13議案、平成29年度決算の審議を行いました。

また、三選された区長の所信表明に対する各会派の代表質問も行われ、我が会派からは大和田伸幹事長が質問しました。

富本卓、はなし俊郎、吉田あい、今井ひろしの4名が区政への一般質問を行いました。

全議員で行う決算特別委員会で、はなし俊郎が副委員長を務め、総括質疑は副幹事長の大泉やすまさ、個別質問を脇坂たつや、浅井くにお、今井ひろし、小川宗次郎、吉田あい、富本卓、井原太一の8名が行い、10月15日には浅井くにおが決算への意見発表を行いました。

第四回定例会は11月16日から、12月6日までの21日間、開会され、補正予算ほか計10議案を審議しました。

一般質問では、浅井くにお、今井ひろし、脇坂たつや、大泉やすまさ、井原太一、はなし俊郎の6名が登壇しました。

## 杉並区議会自由民主党 会派所属議員



議長  
**大熊 昌巳**  
久我山3-17-24  
03-3333-5738



幹事長  
**大和田 伸**  
高円寺南2-16-2  
03-6786-9011



副幹事長・事務局長  
**大泉やすまさ**  
永福2-51-14  
03-3328-0007



幹事・監査委員  
**井口かづ子**  
清水3-16-2  
03-3390-7775



**富本 卓**  
西荻北4-8-8-302  
03-5382-4103



**はなし俊郎**  
堀ノ内2-36-18  
03-3311-5657



**吉田 あい**  
高円寺北4-20-13  
080-1083-8341



**脇坂たつや**  
阿佐谷南3-27-10  
03-3391-7717



**浅井くにお**  
上井草4-24-13  
03-6762-0920



**今井ひろし**  
上高井戸2-4-24-303  
03-5932-3976



**井原 太一**  
下高井戸2-10-21-611  
03-5301-2755



**小川 宗次郎**  
松ノ木3-3-12  
03-5306-1900

### 杉並区総合計画ほか5計画の改定について

杉並区は基本構想の実現に向けてその骨格となる総合計画ほか5計画を改定しました。（計画の詳細は杉並区のホームページや広報すぎなみの臨時号に掲載されています。）

これをうけて私たち会派は、第四回定例会中に開かれた全員協議会で計画に対する質問を行いました。

この中で私たちが強く訴えた点は災害対策としての耐震改修、不燃化の促進、地域防災力の向上、商店街活性化の促進、駅周辺まちづくりの推進、公園の整備や緑の創出、高齢者・障害者施設の整備、地域包括ケアや子育て支援の充実、待機児童ゼロと保育の質の確保、財政健全化への取り組み、民間活力の導入、区立施設の適切な再編整備、跡地活用などです。

今後私たちは、すべての区民にとって適切で公平な計画になっているのか、今の時代に即した計画になっているのか、新しい杉並の未来を作り出す計画になっているのか、の視点を大切に行政のチエック役を果たして参ります。

### 平成30年中に開設した主な区立施設



「ウェルファーム杉並」福祉と暮らしのサポート拠点として初の複合施設が平成30年3月に開設されました。



子ども・子育てプラザ成田西



9月にリニューアルオープンした永福体育館とビーチコート

杉並区議会自由民主党では、区政についてのご意見・ご質問・ご提言などを随時お待ちしております。下記の連絡先に住所・氏名を添えてお問い合わせ下さい。お待ちしております。

電話 03-3312-2111 (代表) 内線2307 FAX 03-3312-2270  
メールアドレス suginamijiminntou@gmail.com

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 8 日

杉並区議会議長 宛

議員名 大熊 昌巳



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	32,881	会派視察 視察先への土産代等
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	239,375	ホームページ管理料等
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	130,818	読売、毎日、公明、赤旗、各新聞購読料
事 務 費	441,649	携帯通話料、ノートパソコン等保守料
事 務 所 費	0	
人 件 費	41,501	会派事務員人件費
合 計	886,224	

3 残 額 1,033,776 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

第7号様式(第6条関係)

(その1)

平成 30 年度

## 政務活動費出納簿

平成 30 年 4 月 1 日 から

平成 31 年 3 月 31 日 まで

議員氏名 大熊 昌巳









杉並区監査委員御中

2019年6月6日

大熊昌巳議員の2018（平成30）年度政務活動費の住民監査請求に関わる意見陳述において、下記の証拠書類等を追加提出します。

提出資料1、自民党会派の区政報告（VOL8）の領収書及び内訳書

（大泉やすまさ議員が領収書の原本を添付）

提出資料2、大熊昌巳議員の自民党会派区政報告（VOL8）の領収書

提出資料3、2018（平成30）年度政務活動費で、区政報告に関する経費を50%に按分して支出した以下の議員の収支報告書と出納簿

- ・井口かづ子・けしば誠一・新城せつこ・堀部やすし
- ・増田裕一・松尾ゆり

提出資料4、公明党議員の携帯電話代が按分50%になった2018（平成30）年度政務活動費の収支報告書と出納簿

まだ、領収書が開示されていないが例年通りで推察すると

1000番山本ひろ子、2000番川原口宏之、3000番横山えみ、4000番大槻城一、5000番北明範、6000番中村康弘、7000番島田敏光、8000番渡辺富士雄議員である。

2017（平成29）年度までは、公明党議員は全員、携帯電話代を按分80%で計上していた。議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成29年度版）」P22によれば、「携帯電話・スマートフォン等の料金は使用実態に即して按分します」と記載しているが、説明もなく、全員一律に按分は80%であった。

2018（平成30）年度版のP22には「○携帯電話・通信費は、支出割合の上限を1/2とします（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りではありません）。」と記載している。

2018年度は島田議員以外の7議員は「携帯電話代」を按分50%で計上した。島田議員のみ、「携帯電話代」ではなく「電話・インターネット接続料（U-NEXT、NTT東日本）1/2」として計上している。

島田議員の2017年度の携帯電話代は80%按分で190,179円であった。

2018年度の「電話・インターネット接続料（U-NEXT、NTT東日本）1/2」の計上額は39,756円である。

請求人（別紙）



杉並区	A	㊟
杉並区	B	㊟
杉並区	C	㊟
杉並区	D	㊟
杉並区	E	㊟

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	2 月分	No. ①
----------	------	-------

## 領収書等貼付欄

◇次ページ以降に別紙で以下を添付

- ① 「内訳書」
- ② 内訳書の#1欄の「領収書」※印刷代、新聞折り込み代
- ③ 同 「納品書」
- ④ 同 「請求書」
- ⑤ 同 「領収書」

◇内訳書の#2欄の「領収書」※銀行振込手数料

⇒ 右余白に貼付

◇印刷物の原本は、政務活動費広報紙ファイルに添付。

MIZUHO		みずほATMコーナー   ご利用明細票	
ご利用ありがとうございます。 内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。			
みずほ銀行			
お取引日	振込 振替先の口座番号	普通	
2019--2-14	1180269		
店番号	お取引口座番号		
0001-0529	113****		
振込手数料	お取引後残高	お取引金額	
**432****	**928,076		
お取引内容	お取引後残高		
電信予約	*****		
種別	利用手数料	お取扱店番号	
1610***0	-052900-10213070		
阿佐ヶ谷			
お取扱日 2019年 2月15日			
三井住友銀行 東日本支店 カ) ネットフ・ロケーションズ様			
スキナミックカイ ジュウミンシトウ様			
03-3312-2111			
発信番号812140529000052			
1322		0008208452	

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

### 備考

会派通信(区政報告)VOL8

<概要>

A4縦カラー両面印刷 印刷 165,300部/新聞折り込み用  
 /1月13日 朝日、読売、毎日、産経各紙  
 同 サンプル印刷(1,000部) 含む

<計上金額>

¥77,375-

※次ページに別紙内訳書添付あり

会派名： 杉並区議会自由民主党

会派通信(区政報告)VOL8 内訳書

#	項目	支払額	按分	政務活動費相当額	個人負担割合	個人負担額	会派補填額
1	印刷代、新聞折り込み代 A4縦 両面 カラー印刷 ◆印刷 165,300部 別途サンプル 1,000部 ◆新聞折り込み ／朝日、読売、毎日、産経	928,076	100%	928,076	↓	↓	↓
2	銀行振込手数料 みずほ銀行	432	100%	432	↓	↓	↓
合 計		928,508	-	928,508	1/12	77,375	8

印刷所： ラクスル株式会社

請求代行会社： 株式会社ネットプロテクションズ

負担者	政務活動費計上可能額
富本 卓	77,375
井口 かづ子	77,375
はなし 俊郎	77,375
大熊 昌巳	77,375
吉田 あい	77,375
脇坂 たつや	77,375
浅井 くにお	77,375
今井 ひろし	77,375
大和田 伸	77,375
小川 宗次郎	77,375
大泉 やすまさ	77,375
井原 太一	77,375

領 収 書

杉並区議会自由民主党 御中

¥928,076-

但し、ラクスル株式会社 ご利用分 請求番号:F-1-20190204-009475のご入金として

〈お振込元〉  
支払方法 : 銀行振込  
銀行名 : ミズホ  
支店名 : オオサカホテン  
振込元名義 : スギナキカイ ジュウミンシユトウ

〈お振込先〉  
銀行名 : 三井住友銀行  
支店名 : 東日本  
口座区分 : 普通  
口座番号 : 1180269

2019年2月15日 上記金額を正に領収いたしました。

株式会社ネットプロテクションズ  
〒102-0083 東京都千代田区麴町4-2-6  
住友不動産麴町ファーストビル5階



備考  
特になし。

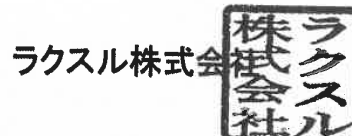
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

納品書



日付: 2019年1月13日  
納品書番号: I-1812217350

杉並区議会自由民主党  
御中



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

この度は、ラクスルをご利用いただきまして誠にありがとうございました。  
下記の通り、納品いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
1812217350-01	(自民党会派通信8号) チラシ・フライヤー、A4、 両面カラー、光沢紙 (コート)、標準:90kg、折 込(2019/01/13希望) 銘 柄(朝日新聞,毎日新 聞,読売新聞,日経新 聞)/サンプル送付1,000 部	165,300部	2019年 1月13日	859030

注文内容:	商品:	¥859,030
注文合計:	決済手数料:	¥300
消費税:		¥859,330
ご請求合計金額:		¥68,746
		¥928,076

お支払い方法:

請求書払い (法人向け)

お客様へ (必ずご確認ください)

- 本書面は納品書であり、領収書ではございません。

請求書



〒166-8570 東京都杉並区 阿佐ヶ谷南1-15-1 杉並区役所

杉並区議会自由民主党

今井 ヒロシ 様



0204-S-009223# 00000 

請求番号:F-1-20190204-009475-01

NP掛け払いをご利用いただき、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

**ご請求額** **928,076** 円(税込)

※銀行振込の手数料は、貴社のご負担となります。  
 ※コンビニ払いと重複でお支払いされないようご注意ください。  
 ※お支払期限日が休日の場合、前営業日までにお支払いください。

お支払期限日	2019年2月28日
金融機関名	三井住友銀行 (ミツイミノ 0009)
支店名	東日本支店 (ヒガシホン 925)
口座名義	カ) ネットプロテクションズ
口座番号	普通 1180269

※口座番号は、販売元や請求先によって異なります。

締日:2019年1月31日 発行日:2019年2月4日

※金額の小数点以下は切捨て表示されます。

明 細	数 量	単 価	金 額
ご請求明細			
2018年12月21日			
ラクスル チラシ・フライヤー	1	928,076	928,076
ご請求合計 928,076円			

販売元 ※ご注文・ご契約内容、返品、お届けに関するお問合せはこちら

ラクスル株式会社  
〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9  
アイケイビル1F  
03-4577-9200

購入企業ID:46388

**はたらく人のネット印刷**



請求元 (決済代行会社)

**株式会社ネットプロテクションズ**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目2-6  
住友不動産麹町ファーストビル 5階

**【お支払いに関するお問合せはこちら】**  
 NP掛け払いサポートデスク  
 TEL : 03-4577-9631  
 MAIL : btob-support@netprotections.co.jp

NP掛け払いサポートデスクにお問合せの際は、こちらの番号をお伝えください。

**請求番号** F-1-20190204-009475-01

NP掛け払いマイページにおいて請求を追加、紐付ける際に利用します。  
NP掛け払いマイページの利用についてはこちら  
<https://np-kakebarai.com/buy/member/>

**紐付けキー** 1X2-A49-HKAM

**※お支払期限日後、ご入金額に不足のある場合、  
与信審査上、本決済サービスをご利用いただけなくなります。**

- ・本請求書は、販売元より委託を受け、株式会社ネットプロテクションズが発行しております。
- ・銀行振込の振込明細書は、正式な領収書としてご利用いただけます。

大熊議員

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	2 月分	No. 3
----------	------	-------

## 領収書等貼付欄

- ◇次ページに別紙「内訳書」を添付
- ◇請求書類、領収書原本は、大泉やすまさ議員の政務活動報告書に添付
- ◇なお、銀行振り込み控 (ATMご利用明細票) の写しを右余白に貼付しました。

- ◇印刷物の原本は、政務活動費広報紙ファイルに添付。

### MIZUHO みずほATMコーナーご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2019--2-14	1180269	
店番号	お取引口座番号	
0001-0529	113****	
振込手数料	お取引機種別手数料	手続
**432****		お取引金額
		***928,076
お取引内容	お取引機種別	
電信予約	*****	
明割	利用手数料	お取引店番号
1610****	0-052900-10213070	
阿佐ヶ谷		
お取扱日	2019年 2月15日	

三井住友銀行  
東日本支店  
カ) ネットフ°ロケーションズ° 様  
スキ°ナミクキ°カイ シ°ユウミンシユト°  
ウ° 様  
03-3312-2111  
発信番号812140529000052

1322 0008208452

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

## 備考

会派通信(区政報告)VOL8

### <概要>

A4縦カラー両面印刷 印刷 165,300部/新聞折り込み用  
/1月13日 朝日、読売、毎日、産経各紙  
同 サンプル印刷(1,000部) 含む

### <計上金額>

¥77,375-

※次ページに別紙内訳書添付あり。



会派名： 杉並区議会自由民主党

### 会派通信(区政報告)VOL8 内訳書

#	項目	支払額	按分	政務活動費相当額	個人負担割合	個人負担額	会派補填額
1	印刷代、新聞折り込み代 A4縦 両面 カラー印刷 ◆印刷 165,300部 別途サンプル 1,000部 ◆新聞折り込み ／朝日、読売、毎日、産経	928,076	100%	928,076	↓	↓	↓
2	銀行振込手数料 みずほ銀行	432	100%	432	↓	↓	↓
合 計		928,508	-	928,508	1/12	77,375	8

印刷所： ラクスル株式会社

請求代行会社： 株式会社ネットプロテクションズ

負担者	政務活動費 計上可能額
富本 卓	77,375
井口 かづ子	77,375
はなし 俊郎	77,375
大熊 昌巳	77,375
吉田 あい	77,375
脇坂 たつや	77,375
浅井 くにお	77,375
今井 ひろし	77,375
大和田 伸	77,375
小川 宗次郎	77,375
大泉 やすまさ	77,375
井原 太一	77,375

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 10 日

杉並区議会議長 宛

議員名 井口 かづ子



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	44,498	会派視察
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	1,461,138	絆通信作成、印刷、折り込み、ポストイン グ
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	128,304	新聞、資料等
事 務 費	14,964	会派事務費
事 務 所 費	0	
人 件 費	41,501	会派人件費
合 計	1,690,405	

3 残 額 229,595 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## (その2)

年	月	日	摘 要	(項目)	整理 番号	受	払	残
			前 葉 繰 越			1,920,000	457,867	1,462,133
31	2	2	読売新聞1月分	資料購入費	1		4,200	1,457,933
31	2	2	読売新聞2月分	資料購入費	2		4,200	1,453,733
31	2	14	会派通信(区政報告)VOL8	広聴広報費	3		77,375	1,376,358
31	2	14	書籍「地方財政改革の論点」追録23	資料購入費	4		2,916	1,373,442
31	2	18	絆通信(区政報告)印刷代として(按分50%)	広聴広報費	5		143,100	1,230,342
31	2	28	しんぶん赤旗2月分	資料購入費	6		4,427	1,225,915
				2 月 分 計		0	236,218	△ 236,218
			次 葉 繰 越	累 計		1,920,000	694,085	1,225,915

別記様式(第10条、第11条関係)

2019 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議員名 けしば 誠一



2018 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記の通り、2018年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	162,450	くらし法律相談会弁護士手数料など
広 聴 広 報 費	853,687	区政報告(区民ニュース発行、郵送)
要請陳情等活動費	7,960	原発再稼働に対する立地自治体等への 請願・陳情・要請など
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	199,336	書籍、新聞、資料購入のための会費など
事 務 費	43,343	用紙、電話代など
事 務 所 費	479,224	事務所家賃および水光熱費
人 件 費	174,000	くらし相談等の電話受付など
合 計	1,920,000	

3 残 額 0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

2018年 4月 26日

杉並区議会議員 宛

議員名 新城せつこ



2018年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり、2018年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支出 (単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	23,200	人権問題や原発事故被害者との懇談会など
研修費	124,520	くらし法律相談会弁護士手数料など
広聴広報費	901,312	区政報告(区民ニュース発行、郵送)
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	163,100	書籍、新聞、資料購入のための会費など
事務費	44,105	用紙、電話料金など
事務所費	486,763	事務所家賃および水光熱費
人件費	177,000	くらし相談等の電話受付など
合計	1,920,000	

3 残額 0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 24 日

杉並区議会議長 宛

議員名 堀部 やすし



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	9,920	不動産登記等閲覧交付請求手数料
研 修 費	30,000	保育研究所主催セミナー等受講料
広 聴 広 報 費	1,012,976	紙媒体(区政報告)作成費等
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	1,900	地域区民センター使用料
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	531,365	情報公開請求資料複写代、書籍等
事 務 費	27,915	インク購入、専用固定電話料金等
事 務 所 費	0	
人 件 費	0	
合 計	1,614,076	

3 残 額 305,924 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。





別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 宛

議員名 増田裕一



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	42,250	会派視察関連経費
研 修 費	2,300	自主学習会
広 聴 広 報 費	1,610,304	区政レポート作成費等
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	12,960	フリップ作成費
資 料 購 入 費	248,921	新聞購読料等
事 務 費	0	
事 務 所 費	0	
人 件 費	0	
合 計	1,916,735	

3 残 額 3,265 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 24 日

杉並区議会議長 宛

議員名 松尾 ゆり



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	2,731	交通費等
研 修 費	63,968	地方議員交流研修会等
広 聴 広 報 費	1,074,882	区政レポート印刷費等
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	150,336	日本経済新聞、赤旗等
事 務 費	57,334	携帯電話代等
事 務 所 費	570,749	事務所家賃
人 件 費	0	
合 計	1,920,000	

3 残 額 0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

会 派 名 杉並区議会公明党

代表者氏名 横山 えみ



平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	770,233	ガソリン代、視察経費等
研 修 費	81,129	セミナー受講料、交通費等
広 聴 広 報 費	2,393,249	区政報告印刷代、駐車料金等
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	6,000	区政報告の際の資料
資 料 購 入 費	724,302	新聞購読料、書籍代等
事 務 費	802,723	電話代、インターネット接続料等
事 務 所 費	0	
人 件 費	10,000	事務補助員賃金
合 計	4,787,636	

3 残 額 10,572,364 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## (その2)

年	月	日	摘 要	(項目)	整理番号	受	払	残
30	4	1	前 葉 繰 越			0	0	
30	4	2	携帯使用料(3月分NTTファイナンス)50%	事務費	3001		4,497	△ 4,497
30	4	2	電話・インターネット接続料(U-NEXT、NTT東日本)1/2	事務費	7001		3,306	△ 7,803
30	4	4	区民相談(ドリンク2人Jonathan's)	広聴広報費	3002		819	△ 8,622
30	4	4	ガソリン代(50%)	調査研究費	6001		1,900	△ 10,522
30	4	4	インターネット接続料金(50%)	事務費	6002		1,282	△ 11,804
30	4	4	FAX・固定電話代(50%)	事務費	6002		1,317	△ 13,121
30	4	5	通信送付代(杉並方南第二郵便局3通)	広聴広報費	3003		246	△ 13,367
30	4	5	切手購入(資料送付用82円8枚杉並方南第二郵便局)	事務費	3004		656	△ 14,023
30	4	5	杉並区議会動物議連盟視察講師謝礼金 議員7名按分計上	研修費	4001		7,142	△ 21,165
30	4	8	駐車料金(区立小中学校PTA野球大会開会式)	広聴広報費	6003		700	△ 21,865
30	4	9	視察代(杉並区議会動物愛護議員連盟)札幌	研修費	4001		47,687	△ 69,552
30	4	9	ガソリン代(出光クレジット)1/2	調査研究費	7002		2,907	△ 72,459
30	4	10	ガソリン代(50%)	調査研究費	2001		2,250	△ 74,709
30	4	10	HDMIケーブル(50%)	事務費	6004		907	△ 75,616
30	4	10	ケーブルTV・チューナー利用料(J.COM)50%	事務費	8001		3,553	△ 79,169
30	4	10	HPサーバー契約料3月分(Xserver)50%	広聴広報費	8002		540	△ 79,709
30	4	10	携帯電話料2月分(au)50%	事務費	8003		5,497	△ 85,206
30	4	10	セキュリティ/インターネット/電話料2月分(So-net)50%	事務費	8004		3,493	△ 88,699
30	4	10	政務活動費			3,840,000		3,751,301
30	4	12	通信送付代(杉並方南第二郵便局70通)	広聴広報費	3006		5,740	3,745,561
30	4	13	杉並区議会動物議連盟視察 諸経費	調査研究費	4001		1,357	3,744,204
30	4	13	日本教育新聞購読料(30/4~30/9)	資料購入費	7003		16,200	3,728,004
30	4	14	駐車料金 勤労福祉会館エレストインターナショナルスクール理事校長と意見交換(パーク24)	調査研究費	8005		1,000	3,727,004
30	4	15	駐車料金(パークジャパン高円寺北)	広聴広報費	7004		2,400	3,724,604
30	4	15	ガソリン代(新出光)50%	調査研究費	8006		2,481	3,722,123
30	4	16	携帯電話料金(50%)	事務費	2002		5,674	3,716,449
30	4	16	バイク用ガソリン代(50%)	調査研究費	4002		328	3,716,121
30	4	16	携帯電話(50%)	事務費	6005		3,794	3,712,327
30	4	17	小布施市、長野市視察交通費	調査研究費	1001		16,200	3,696,127
30	4	17	自転車駐車場代金(方南町西自転車駐車場)	広聴広報費	3007		100	3,696,027
30	4	17	視察交通費(4月19日東京—長野)東日本旅客鉄道株式会社)	調査研究費	3008		16,200	3,679,827
30	4	17	長野県小布施市視察交通費	調査研究費	5001		16,200	3,663,627
30	4	17	視察交通費(4/19,20 長野県小布施町・長野市)	調査研究費	6006		16,200	3,647,427
30	4	17	駐車料金 入院中の方の区民相談(警察病院)	広聴広報費	8007		400	3,647,027
30	4	18	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6007		600	3,646,427
30	4	19	小布施市視察先土産代	調査研究費	1002		1,512	3,644,915
30	4	19	小布施市、長野市視察交通費	調査研究費	1003		1,440	3,643,475
30	4	19	自転車駐車場代金(Cycapark)	調査研究費	3009		200	3,643,275
30	4	19	視察交通費(長野—小布施)長野電鉄道株式会社)	調査研究費	3010		670	3,642,605
30	4	19	視察交通費(小布施—長野急行)長野電鉄株式会社)	調査研究費	3011		770	3,641,835
30	4	19	長野県小布施市視察交通費(長野駅—小布施市)	調査研究費	5002		670	3,641,165
30	4	19	長野県小布施市視察交通費(小布施市—長野駅)	調査研究費	5003		770	3,640,395
30	4	19	視察交通費(小布施町、別料金)	調査研究費	6008		670	3,639,725
30	4	19	視察代(小布施まち歩きガイド)	調査研究費	6009		3,000	3,636,725
30	4	19	視察交通費(小布施町、別料金)	調査研究費	6010		770	3,635,955
30	4	20	小布施市、長野市視察交通費	調査研究費	1003		970	3,634,985
30	4	20	小布施市、長野市視察宿泊代	調査研究費	1004		9,490	3,625,495
30	4	20	自転車駐車場(方南町東自転車駐車場)	広聴広報費	3012		100	3,625,395
30	4	20	ガソリン代(50%)	調査研究費	4003		1,052	3,624,343
30	4	20	車載用携帯電話充電器	事務費	4004		912	3,623,431
30	4	20	長野県長野市視察宿泊費(ドミ—in長野)	調査研究費	5004		9,490	3,613,941
30	4	20	視察宿泊代(長野市)	調査研究費	6011		9,490	3,604,451
30	4	20	視察交通費(タクシー、長野市)	調査研究費	6012		810	3,603,641

## (その2)

30	4	20	視察代((株)まちづくり長野)	研修費	6013		12,000	3,591,641
30	4	20	駐車料金(ウェルファーム杉並)	調査研究費	7005		200	3,591,441
30	4	20	駐車料金(タイムズ24阿佐谷南3丁目第4)	広聴広報費	7006		600	3,590,841
30	4	22	駐車場代	広聴広報費	4005		500	3,590,341
30	4	22	読売新聞4月分	資料購入費	6014		3,700	3,586,641
30	4	22	駐車料金 武蔵野陸上競技場 杉並区中学校陸上競技大会視察(武蔵野市)	調査研究費	8008		1,400	3,585,241
30	4	23	自転車駐車場(Cycapark)	広聴広報費	3013		100	3,585,141
30	4	23	書籍 最新ドローン完全攻略4(書楽)	資料購入費	8009		1,296	3,583,845
30	4	24	公明新聞(4月分)	資料購入費	1005		1,887	3,581,958
30	4	25	産経新聞(4月分)	資料購入費	1006		3,034	3,578,924
30	4	25	新聞購読費(公明新聞)	資料購入費	2003		1,887	3,577,037
30	4	25	区政相談(ANTENDO)アイスコーヒー4人	広聴広報費	3014		1,120	3,575,917
30	4	25	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6015		200	3,575,717
30	4	25	駐車料金(三井のリパーク阿佐ヶ谷北6丁目)	広聴広報費	7007		200	3,575,517
30	4	25	読売新聞購読料<4月分>(読売センター井荻)	資料購入費	7008		4,037	3,571,480
30	4	25	文具 ペン、マーカー、ファイル、メモ、付箋(ダイソー) 50%	事務費	8010		756	3,570,724
30	4	26	読売新聞(4月分)	資料購入費	1007		3,826	3,566,898
30	4	26	J.COMサービス利用料金(50%)	事務費	2004		2,689	3,564,209
30	4	26	D-file購読料(018年4月~019年3月)イマジン出版株式会社	資料購入費	3015		58,968	3,505,241
30	4	26	固定電話(J:COM4月分)50%	事務費	3016		5,080	3,500,161
30	4	26	駐車場代	広聴広報費	4006		800	3,499,361
30	4	26	携帯50%、光50%(ソフトバンク)3月分	事務費	5005		3,782	3,495,579
30	4	26	公明新聞購読料<4~3月分>(徳山販売店)	資料購入費	7009		22,644	3,472,935
30	4	27	書籍代「エンパワーメント」「日本ってどんな国」	資料購入費	1008		3,456	3,469,479
30	4	27	携帯電話料金(3月分)50%	事務費	1009		4,625	3,464,854
30	4	27	区政報告書2018年4月号制作・印刷・折り・封筒・発送代行・郵送代	広聴広報費	2005		401,044	3,063,810
30	4	27	携帯電話代(50%)	事務費	4007		3,944	3,059,866
30	4	27	固定電話代(50%)	事務費	4007		3,083	3,056,783
30	4	27	新聞代・日経	資料購入費	4007		4,900	3,051,883
30	4	27	インターネット代(50%)	事務費	4007		1,684	3,050,199
30	4	27	公明新聞4月分	資料購入費	6016		1,887	3,048,312
30	4	27	公明新聞代4月分(徳山販売店)	資料購入費	8011		1,887	3,046,425
30	4	28	読売新聞代4月分(読売センター南阿佐ヶ谷)	資料購入費	8012		4,037	3,042,388
30	4	29	新聞購読費(読売新聞)	資料購入費	2006		4,037	3,038,351
30	4	30	新聞購読料(4月分日本経済新聞)	資料購入費	3017		4,900	3,033,451
30	4	30	公明新聞購読料(2018年4月から12か月)	資料購入費	3018		22,644	3,010,807
30	4	30	政務活動交通費	広聴広報費	3019		22,899	2,987,908
30	4	30	政務活動交通費	調査研究費	3020		1,428	2,986,480
30	4	30	4月分交通費	調査研究費	4008		1,742	2,984,738
30	4	30	読売新聞購読料4月分	資料購入費	5006		3,826	3,566,898
30	4	30	交通費(4月分)	調査研究費	6017		432	3,566,466
				4月分計		3,840,000	859,520	2,980,480
			次葉繰越	累計		3,840,000	859,520	2,980,480



杉並区監査委員 様

区議会事務局長  
佐野 宗昭

## 平成 30 年度政務活動費に関する抗弁書について

## 1 請求人の主張に対する見解等

## 【広聴広報費（会派区政報告）】

区政報告の発行など区政や議会活動に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

当区議会に関連する平成26年度政務活動費として支出した会派区政報告に対し、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決では、「本件会派報告は、本件会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するものである実態を有すること自体は否定しがたいものの、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の杉並区議会議員選挙が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したのようになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、そもそも本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していることも併せ考慮すると、それが選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかであるといえ、政務活動に当たる部分とそれ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ず、10万円の2分の1である5万円を超えて支出したことは、違法な支出であるというべきである。」と判示されている。

また、平成31年3月22日の東京地裁判決では、「自民党チラシの内容に加え、区議選の約3か月前という時期に作成・配布されていること、14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したこと等の事情を総合すると、政務活動としての側面を有すること自体は否定しがたいものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できない。」と判示されている。

本件請求に係る会派の区政報告については、平成31年1月13日に、新聞折込（朝日、読売、毎日、産経）の方法により、16万5,300部配布している。なお、サンプル印刷（1,000部）とは、所属議員の手渡し用として印刷したものである。

はじめに、当該配布時期について、平成26年度と同様に1月であり、統一地方選挙の約3か月前とほぼ一致する。しかし、当該区政報告は、平成26年度以降、区政や議会活動及び区の施策・情報を区民に提供するため、春号・夏号として年2回定期的・継続的に発行しているものであり、この点において平成26年度当時とは状況を異にする（裏面参照）。

会派区政報告発行号	発行月	部数
平成21年12月号	平成21年12月	部数不明
平成22年4月号	平成22年4月	部数不明
平成26年7月号	平成26年7月	部数不明
平成27年1月号	平成27年1月	15万2250部
平成27年8月号 (VOL. 1)	平成27年8月	1000部
平成28年春号 (VOL. 2)	平成28年1月	14万6150部
平成28年夏号 (VOL. 3)	平成28年6月	3000部
平成29年春号 (VOL. 4)	平成29年1月	13万6800部
平成29年夏号 (VOL. 5)	平成29年8月	5000部
平成30年春号 (VOL. 6)	平成30年1月	12万5550部
平成30年夏号 (VOL. 7)	平成30年8月	3000部
平成31年春号 (VOL. 8)	平成31年1月	16万5300部

次に、配布部数について、平成26年度の配布部数は15万2,250部、本年1月は16万5,300部でありほぼ同数である。しかし、より広く区民に区政の課題や議会審議の状況を知ってもらうためには、必要な部数であるとの説明を受けており、さらに、発行部数を所属議員で割り返せば、議員1人当たりになると13,775部となること、また、平成31年4月21日統一地方選挙当日の有権者数470,527人から見ても約2.9%の比率となりこれは適切な部数であると考えられる。

また、平成31年4月16日の東京高裁判決では、「地方自治法、条例、規程等の関係法令は、政務活動費の支出が政務活動として適正な内容であるか否かを適法性の判断要素とし、時期による制約を設けていないから、原判決のように、選挙の時期に近接して支出する政務活動費が選挙活動ないし選挙に向けたPRのための性質を併せ有するとして、2分の1の割合で按分して支出すべきとすることは、地方公共団体の自治立法権の侵害となりかねない。」との区側の主張に対し、裁判所は、「原判決は政務活動費の支出について時期による制約を設けたものではなく、本件会派報告の記載内容を踏まえて判断したもの」としている。これは発行時期も判断材料としての一要素ではあるが、記載内容についても、判断の前提としたものと解釈できる。

そこで、当該区政報告の記載内容を考察すると、30年度の定例会や全員協議会での概要報告、30年中に開設した主な区立施設や視察先の写真掲載など、前述した平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決で示された「4年間の活動実績等を総括したもの」ではなく、過去1年を振り返った内容となっている。また、写真の割合について、請求人は議員の肖像写真、所属会派・所属政党名の面積割合が約5割を占めており選挙目的である旨主張する。しかし、写真の占める割合だけで政務活動か否かを判断するのではなく、例えば、議員の写真・連絡先は広く政務活動という広聴活動にあたること、調査研究活動で訪れた視察先の写真を掲載していること等、写真については、個々に政務活動であるかを判断すべきと考える。

これらを総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、選挙活動や政党活動としての側面を有していることを推認させるとまではいえないため、その内容から政務活動としてその経費を認めることは妥当と考える。

よって、請求人が指摘する会派区政報告については、大熊議員から当該指摘事項及び先に述べた判決を考慮した考え方など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

## 2 令和元年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

今後は、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決、並びに、平成31年3月22日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、調査検討委員会において一層の検証・見直しに取り組むこととしている。



31 杉並 第 13445 号  
令和元年 6 月 5 日

杉並区監査委員 様

杉並区長 田中 良

大熊昌巳議員の平成 30 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく  
監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和元年 5 月 28 日付け 31 杉監査第 106 号により通知のあった標記の  
件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

本請求において、請求人は、平成 30 年 8 月 28 日付東京地裁判決（平成 28 年（行ウ）第 281 号）及び平成 31 年 4 月 16 日付東京高裁判決（平成 30 年（行コ）第 296 号）を根拠として、本件の支出のすべてが違法または不当であるとしているが、両判決の例は、本件とは内容を異にするものである。

上記判決は、統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布された会派区政報告の記載内容が、過去 1 年間を振り返ってのものではなく 4 年間の活動実績等を総括したものであること、かつ前後の会派区政報告との一体性、連続性を欠くものであることから、選挙に向けた会派所属議員の PR 効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないとの理由から制作費の 2 分の 1 を超えて政務活動費から支出することを違法としたものである。

しかし、本請求の対象である「区政報告平成 31 年春 Vol.8」は、毎年 1 月と 6 ～ 8 月の計 2 回半期ごとに定期的に作成されている会派報告の一つであり、表題、通し番号等において、これまで発行されている「区政報告平成 27 年 8 月 Vol.1」から「区政報告平成 30 年夏 Vol.7」との一体性及び連続性があり、作成・配布が区議会議員選挙の約 3 か月前であっても、選挙に向けた PR であるとは認識し難い。

また、その内容についても、区議会定例会の概要報告、区総合計画等に対する意見、年内に開設した区立施設の紹介及び会派視察報告など、区議会での活動を振り返ったものであり、議員の写真等の掲載はあるものの、紙面全体から見れば一定の範囲内であることから、区政報告の趣旨と矛盾するものではない。

以上のことから、本請求の対象となっている区政報告は、選挙活動としての側面を有しているとはいえ、その経費に政務活動費を充てることは妥当であり、区は、大熊昌巳議員の平成 30 年度政務活動費について、適正に執行したものと考えている。

なお、政務活動費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策判断を要することなく、請求のあった会派の代表者又は議員に、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものである。その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

杉並区監査委員 様

杉並区議会  
議長 井口 かつ子

平成 30 年度政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

令和元年 5 月 28 日付 31 杉監査第 107 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

大熊昌巳議員の平成 30 年度政務活動費について、請求人が指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 30 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費の用途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、用途に関する事項を中心に、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、議員が良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

4 大熊議員からの説明

本件請求における、平成 31 年 1 月 13 日発行の会派区政報告に係る、政務活動費による経費計上を違法または不当とする指摘について、以下のとおり抗弁を致します。

まず、当該区政報告の発行経費の計上時期が選挙の約 2 ヶ月前であることをもって、その

作成・配布を主として選挙活動であるとした指摘について、経費の計上時期は、業者の請求締日、支払期限等によって発行の時期と隔りが生じるものであり、計上時期を基にした請求者の主張は受け入れられないものと考えます。その上で、発行の時期を平成31年1月13日とした理由は、1年間を振り返って会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明することを発行の目的としているため、当該年の最後の定例会の閉会日、平成30年12月6日以降に編集作業、校正、印刷を行う必要があったことによるものであり、定例会の終了後約1ヶ月後の発行は、年末年始を挟んだことを考慮すれば、妥当な期間と考えます。結果としてこの時期が選挙の約3ヶ月前という理由により選挙活動と見なされる部分があるのであれば、当該年の最終定例会の報告は、他の年度と異なり政務活動費による全額での支出ができないこととなり、広聴広報活動の制限になり得る点を危惧するものであります。

次に、請求者が本件と「同種の支出の是非を争点とした判決」として援用する、東京地裁・平成28年（行ウ）第281号判決及び東京高裁・平成30年（行コ）第296号判決、東京地裁・平成28年（行ウ）第322号判決については、会派として真摯に受け止め、対応を協議した結果、対象となった区政報告の内容が4年間の総括であった点や発行の連続性を欠いていた点、議員写真の割合について、一部誤解を招きかねない内容であったことを踏まえ、当該年の支出は按分することとした上で、その後に発行した区政報告は、1年間の振り返りとして毎年定期的に発行をし、議員写真もその構成比を著しく減少させており、本件区政報告も同様であるため、判決で指摘された区政報告とは全く異なる内容のものになっていると判断しています。

次に、発行部数に関しては、広聴広報という目的のために妥当な発行部数を算定するにあたり、杉並区民約57万人（令和元年5月1日現在）に対して、会派人数が議員定数に占める割合（12/47＝約25.5%）を乗じた約14万3千、もしくは有権者数約47万人に対して投票率約4割を乗じた約18万8千という意見があった中で、その中間となる16万5千人程度を妥当とした結果、同程度になるよう新聞折り込みを検討し、16万5,300部を発行したものであります。

次に、当該印刷物の内容について、議員の肖像写真や所属会派、所属政党名が面積比で約5割と大半を占めていることによって選挙目的であることを雄弁に物語っているとの指摘ですが、両面の合計面積に対する表題・議員写真の面積割合を計算したところ30.8%であるため、指摘は当たらないものと考えます。

次に、記事も区政報告とは言い難いものが多々あるとの指摘ですが、具体的な指摘がないので、ご指摘の内容は判断いたしかねます。

まとめとして、内容も議会活動の広報としての目的に沿ったものと考えており、政治、政党、選挙活動とは一線を画す内容と考えています。よってこの区政報告は政務活動費支給条例に沿った支出であると考え、返還には一切応じられないものと結論付けるものであります。



杉並区監査委員 様

杉並区議会

議長 井口 かつ子

## 平成 30 年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

令和元年 5 月 28 日付 31 杉監査第 107 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、令和元年 6 月 5 日付 31 杉議会第 244 号により回答したが、大熊議員より下記のとおり追加回答があったため、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

## 記

## 1 調査結果

今回の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除・誤記更正されたことは、政務活動費に要する経費その他の法規等に照らして適当である。

## 2 追加回答

## (1) 平成 30 年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況

## ●大熊昌巳議員

次のとおり、令和元年 6 月 27 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

## 【誤記控除】

2 月 14 日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
-----------------------------------	-------	--------

## 【誤記更正】

2 月 15 日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8 50%	広聴広報費	38,687
---------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を 38,688 円減額し、同額の残額が生じたため、6 月 28 日に返還された。

(2) 出納簿及び収支報告書の訂正理由

会派区政報告は、区民の皆様に向け、会派として区政に対する見解・意見や議会での審議内容などを広くお知らせし、これらに対する意見・要望などをお聴きする目的で、年に2回定期的に発行しており、会派の政務活動として大変重要で不可欠なものである。

今般、当該区政報告は、政務活動費交付条例に沿った正しい支出であり、関連する3つの判決で指摘された内容とは異なると考えている。ただし、当該判決を十分精査した結果、区民の皆様は、いたずらに誤解を招かないようにしなければならないということも大切なことであると考え、判決で認められなかった1/2部分については、会派として計上を取りやめ、自主的に返還することとした。

(3) その他

本件監査請求の対象ではないが、大熊議員と同じ支出のあった9議員についても、以下のとおり出納簿及び収支報告書の訂正、支出額の返還があった。

●井口かづ子議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月14日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8（按分50%）	広聴広報費	38,687
---------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。

●井原太一議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

**【誤記更正】**

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8 50%	広聴広報費	38,687
------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、7月1日に返還された。

**●今井ひろし議員**

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

**【誤記控除】**

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

**【誤記更正】**

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8 按分50%	広聴広報費	38,687
--------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。

**●大泉やすまさ議員**

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

**【誤記控除】**

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

**【誤記更正】**

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8 50%	広聴広報費	38,687
------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。

**●大和田伸議員**

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

**【誤記控除】**

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）V018	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）V018、1/2	広聴広報費	38,687
------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。

●小川宗次郎議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月15日支払分誤記控除 会派区政報告VOL8(100%) (印刷代、新聞折り込み代)明細は、2月分No1に添付	広聴広報費	77,375
---	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記控除 会派区政報告VOL8(50%) (印刷代、新聞折り込み代)明細は、2月分No1に添付	広聴広報費	38,687
--	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。

●はなし俊郎議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8（50%）	広聴広報費	38,687
-------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、7月4日に返還された。

●吉田あい議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL8	広聴広報費	77,375
--------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL8 1/2 計上	広聴広報費	38,687
---------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、7月1日に返還された。

●脇坂たつや議員

次のとおり、令和元年6月27日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月15日支払分誤記控除 会派通信（区政報告）VOL.8	広聴広報費	77,375
---------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

2月15日支払分誤記更正 会派通信（区政報告）VOL.8（50%）	広聴広報費	38,687
--------------------------------------	-------	--------

\*上記の訂正により、支出額を38,688円減額し、同額の残額が生じたため、6月28日に返還された。



# 資 料

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月23日  
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正	平成14年 6月21日 条例第31号	平成15年 4月30日 条例第19号
	平成18年12月11日 条例第44号	平成20年10月14日 条例第28号
	平成25年 2月20日 条例第 1号	
	〔題名改正〕	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年 1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月 1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度 4月 1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ



ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月11日条例第44号）

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日  
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年2号〕

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日規則第2号）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年 3月30日  
議長訓令甲第1号

改正	平成20年 4月 1日議長訓令甲第2号	平成22年 4月 1日議長訓令甲第2号
	平成23年 3月31日議長訓令甲第1号	平成24年 3月30日議長訓令甲第1号
	平成25年 2月28日議長訓令甲第1号	平成26年 3月31日議長訓令甲第1号
	〔題名改正〕	
	平成27年 3月31日議長訓令甲第1号	平成28年 3月31日議長訓令甲第2号
	平成29年 3月31日議長訓令甲第1号	平成30年 3月30日議長訓令甲第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
  - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
  - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
  - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
  - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。
 

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
 

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日議長訓令甲第4号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）</li> <li>○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公</li> </ul>

	<p>公共交通機関を利用する)</p> <p>○視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする</p>
研修費	<p>○懇親会費の計上はできないものとする</p> <p>○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</p> <p>○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</p> <p>○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</p> <p>○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に 参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」 が分かる資料を添付する</p> <p>○政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書 等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する</p>
広聴広報費	<p>○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領 収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</p> <p>○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする)</p> <p>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</p>
要請陳情等活 動費	○細目なし
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、 領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	○細目なし
資料購入費	<p>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とす る</p> <p>○所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員 1人当たり各1部とする</p> <p>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではな く、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</p>
事務費	<p>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し 管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の 減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した 「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイ ント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはで きない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信 費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説 明ができる場合は、この限りでない）</p>



	<p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務活動に使用する電話・F A Xについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4																
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>																

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号・28年2号・29年1号・30年4号〕

様式（省略）

政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成30年度版)

平成30年4月  
杉並区議会事務局

## 《 目 次 》

I	基本編	
1	政務活動費支出の基本的考え方	1
2	政務活動費とは	2
3	政務活動費を充てることのできる経費の範囲	3
4	政務活動費として支出できない経費	4
II	手続編	
1	各支出項目の細目・留意事項	5
2	提出書類	27
3	各種様式・記載例	43
III	資料編	
1	例規関係（抜粋）	53
2	過去（政務調査費）の判例	53
3	政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	53

# Ⅰ 基本編

## 1 政務活動費支出の基本的考え方

### (1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

### (2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

### (3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

## 2 政務活動費とは

### 地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

### 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

#### 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

#### 研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

#### 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

#### 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

#### 会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

#### 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

#### 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

#### 事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

#### 事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

#### 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

#### 4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

## II 手続編

### 1 各支出項目の細目・留意事項

#### ★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	7
研修費	10
広聴広報費	12
要請陳情等活動費	15
会議費	16
資料作成費	17
資料購入費	18
事務費	19
事務所費	23
人件費	25



## 要注意

### 支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。また、金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとします。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
書籍代		政務活動との関連が疑わしいもの、娯楽性の高いものなど
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年にかかるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど） 高額・高性能な備品等
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所には、看板・表札など、表示等（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）が必要です。

## 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする。
- ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする。（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。  
（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。）
- 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする。

◆支出にあたっての留意事項

### 【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

## 【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

### （１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

### （２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

### (3) 駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

### (4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

### 【視察報告】

- 宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。
- 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

## 研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費**

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費**

### 政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する。
- 政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

### 【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

### 【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

### 【研修受講報告】

- 宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。
- 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

○「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

### 【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

### 《 参 考 》

公共政策大学院等に係る授業料については、平成27年4月1日より計上できない取扱いとなりました。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

[支出の参考例] 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、  
文書通信費

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

[支出の参考例] 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。



### 【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

### 【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

## 会 議 費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

#### 【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

【支出の参考例】 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、  
有料データベース利用料

### 政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員1人当たり各1部とする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。政務活動との関連が不明な書籍等については、誤解を招かないよう説明が必要です。

#### 【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

## 事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

**【支出の参考例】 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、  
インターネット接続料、文書通信費**

### 政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に即して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1/2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

### 【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

### 【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

### 【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年

## 【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 備品の性能については、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要があります。また、政務活動との関連が不明なものや高額な備品については、誤解を招かないよう説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

## 【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。

## 【郵送料（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

広聴広報費の項を参照（13ページ）



### 【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とします（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りではありません）。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

### 【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

### 【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【支出の参考例】 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

### 政務活動に要する経費細目

#### ○ 事務所賃借料について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	計上できない

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

#### ○ 事務所光熱水費について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	計上できない

◆支出にあたっての留意事項

[事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族（所得税基本通達 2-47）】

- 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとしします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

- イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
- ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

- 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）を有していることが必要です。
- 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）
- 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

### 【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

#### 政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

#### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

事務所費の項を参照（24ページ）

#### 【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

#### 【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。
- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内

容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

- 勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記します。

#### 【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

## 2 提出書類

### <収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	.....	29
提出書類について	.....	29
1 政務活動費収支報告書	.....	30
2 政務活動費出納簿	.....	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	.....	33
4 政務活動交通費記録簿	.....	36
5 その他添付書類	.....	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	.....	42



## 収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

## 提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

- I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)
- II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)
- III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

- ① 交通費 . . . . . 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)
- ② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの調査・研修会等の経費 . . . . . 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)
- ③ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会、講演会等に参加した場合の経費 . . . . . 「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」
- ④ 広報紙発行に要する経費 . . . . . 作成した「広報紙」等
- ⑤ 備品の購入 . . . . . 「備品台帳の写し」
- ⑥ 事務所の賃借料等 . . . . . 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」
- ⑦ 補助職員の賃金等 . . . . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」



## 1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

○ 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成30年度分は30年度終了5年後の4月30日が過ぎるまで保存)

○ 翌年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

### ① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

### ② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

### ③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

### ④ 支出額の合計

交付額の範囲内で収支報告するものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

## 2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

○ 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成30年度分は30年度終了5年後の4月30日が過ぎるまで保存)

○ 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

### ① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

### ② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/2
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

### ③ 項目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることとなります。

### ④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせるようにします。

### ⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考	4～6月分	4月10日（火）
平成30年度政務活動費振込日	7～9月分	7月10日（火）
（予定）	10～12月分	10月10日（水）
	1～3月分	1月10日（木）

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

### 3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。  
(規程第3条第1項)

#### (1) 「領収書」について

- 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

#### ① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 通信費など各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入してもらいます。

## ② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

## (2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

### ① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

### ② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙には、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

### ③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合  
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合  
(賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合  
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

#### 4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

##### ① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費(JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代)については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費(〇月分)」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書(レシート)が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面(または別紙)に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細(履歴)」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間(出張先)や目的(出張内容)等を備考欄等に補記します。

※「利用明細(履歴)」に関する注意事項

##### ① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大50件まで印字可能ですが、1日の利用件数が21回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から26週間を超えた履歴は印字できません。

##### ② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大20件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では直近26週間以内の最新100件まで印字可能な事業者があります。

##### ③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

- 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。
- ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

## ② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせるができるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

## ③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

## ④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

## ⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

## ⑥ 経路

- 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。
- タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。



⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

(1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

○ 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。

○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」を添付します。

○ 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

## ② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

## ③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

## ④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

## ⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

- 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。
- 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

- ① 事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。
- ② 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

### 3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	政務活動費出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52



# 1【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

**提出日を記入します**  
**\*平成31年4月1日~4月30日に提出していただくことになります**

平成 31 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 宛

**政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します**

議員名 ○○ ○○○ (印)

**朱肉を使用する印鑑を押印します**

**年度を記入します**

平成 30 年度政務活動費収支報告書

**年度を記入します**

平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

**項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します**

**30年度の交付額を記入します**

1 収入  
政務活動費 1,920,000 円

**主な支出内容を記入します**  
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

**「1収入-2支出」の金額を記入します**

2 支出

3 残額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます



第7号様式(第6条関係)

(その1)

平成 30 年度

## 政務活動費出納簿

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31日まで

議員氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

2【記載例】出納簿

出納簿

(その2)

年	月	日	摘要	項目	整理番号	受	払	残
30	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTT 東日本	事務費	3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTTコミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		8	堺市・茨木市視察交通費 (東京-大阪間往復乗車券・特急券)	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月~9月分)					
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(〇〇〇外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	1			
		22	研修参加費(地方版総合戦略策について)	研修費	1			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

具体的な品名も記載します  
購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します  
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します  
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)  
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します  
(例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)

当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上します

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します  
※上から機械的にふります  
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します  
「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります  
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

### 3【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

## 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">領収証</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">平成30年 7月12日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	平成30年 7月12日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印	
領収証	平成30年 7月12日										
〇〇〇〇 様											
¥ 〇, 〇〇〇-											
但し、〇〇〇〇として											
〇〇書店 印											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">領収証</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">30年 7月 22日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	30年 7月 22日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として		(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印	
領収証	30年 7月 22日										
〇〇〇〇 様											
¥ 〇〇, 〇〇〇-											
但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として											
(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印											

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します

※「お品代」という表現は好ましくありません

複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします

※サイズが大きい証書書類は、貼らずに別紙として添付します

支出内容の説明を記載します

「政務活動費の支出に関する事務処理について」の35ページを参照のうえ、記載します

備考

「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究)  
練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用

「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付)  
印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上

「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成30年7月22日午後1時~4時  
〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点

「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上  
《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)

# 4【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

## 政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号

7月分

No. 16・17・18

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し  
ます

備考欄には、出張内容を記  
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅、到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(善福寺)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷一荻窪一善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷一日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪一なんば一堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪一茨木、茨木-○○センター(タクシー)、○○センター-茨木市役所(タクシー)、茨木-新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷一板橋区役所前、板橋区役所一練馬区役所(タクシー)、練馬一南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐 東高円寺駅自転車駐 場	鉄道	南阿佐ヶ谷一西荻窪一東高円寺一南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷一東京、東京駅一○○会館(タクシー)、馬喰町一阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」の ほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。 詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」(36ページ)を参照。						
タクシーなど、領収書が発 行されるものは・・・ ①経路を区切って記載 ②領収書は裏面に貼付 別内訳						
				762	広聴広報費	件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します
				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

## 5【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

# 政務活動視察報告書

会派・議員名

○○○○

記載事項は・・・

①政務活動費を会派で受け取っている場合…

「会派名」

②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成30年 7月14日～平成30年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	記載事項は・・・ 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付
概要	<p>◆記載する際の留意事項</p> <p>「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。</p> <p>※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。          ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。          ※視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。</p> <p>→報告書を別途作成している場合          ＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。          ＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。</p>

記載事項は・・・

①視察の場合  
訪問先の「施設名、担当部署」など

②研修の場合  
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

①視察の場合  
「調査対象、何に関する調査か」など

②研修の場合  
「何に関する研修か」など

## 6【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE   D531	1	120,000円	① 平成30年9月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoft office2016を含む。 出納簿H30.11.20
			① 円		①購入価格に付 属品等が含まれ る場合は記載し ておきます。 ②クレジットカ ードによる支払い の場合は、支払 日(出納簿に計 上した日付)を 記入します。
			② 円		①実際に購入した金額を記 入します。
			① 円		①取得年月日は、基本的に購 入年月日を記入します。
			② 円		②実際に備品が置いてある場 所を記入します。
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 30年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	<b>時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します</b>				
2	月					
3	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)
4	水	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)
5	木	—				
6	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○に関する事務
7	土	—				
8	日	—				
9	月	—				
10	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○会議資料発送
11	水	9:00-12:00	3	1000	3,000	○○会議資料の印刷及び郵送事務補助
12	木	—				
13	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	区政報告(第○号)作成補助及び封入作業補助
14	土	—				
15	日	—				
16	月	—				
17	火	—				
18	水	11:00-19:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)封入封緘作業、会議資料印刷補助
19	木	—				
20	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備及びポストイング作業
21	土	10:00-13:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)郵送準備及びポストイング作業
22	日	—				
23	月	—				
24	火	—				
25	水	13:00-16:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)ポストイング作業
26	木					
27	金	<b>勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します (雇用契約書を作成する場合に準じています)</b>				
28	土					
29	日					
30	月	<b>なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示 しますので、本人にその旨を説明してください</b>				
31	火	<b>※ご住所と生年月日は公開しません</b>				
合計						
出勤日		11			61,000 円	

**「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します**

**※勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記します。**

**押印は朱肉を使用します**

**※スタンプ印は好ましくありません**

勤務者

氏名 ○○ ○○ 印 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1

# III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72





## 1 例規関係（抜粋）

### 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成13年3月23日条例第26号）

最新改正 平成25年2月20日（題名改正）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者が不在ときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 （印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

### 附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成19年3月30日議長訓令甲第1号)

最新改正 平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年杉並区規則第35号。)に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費(以下「政務活動に要する経費」という。)に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費(慶弔費、せん別、病氣見舞等)に関する経費
- (5) 飲食(会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。)に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動(以下「政務活動」という。)の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類(次項に規定する第2号様式を除く。)は、領収書等貼付用紙(第1号様式)にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿(第2号様式)を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
  - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
  - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
  - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
  - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。
- (その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成30年3月30日議長訓令甲第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）</li> <li>○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</li> <li>○ 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする</li> </ul>



研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇親会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</li> <li>○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する</li> <li>○ 政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する</li> </ul>
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</li> <li>○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）</li> <li>○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> <li>○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</li> </ul>
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</li> <li>○ 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員 1 人当たり各 1 部とする</li> <li>○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</li> </ul>
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</li> <li>○ 備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</li> <li>○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> </ul>

事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、 支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる 場合は、この限りでない）</li> <li>○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="475 546 1129 651"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> </li> <li>○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を 議長に届け出るものとする</li> <li>○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</li> </ul>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4																
固定電話（事務所専用）	1/2																						
固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2																						
固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4																						
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="443 808 1299 1070"> <tr> <td rowspan="2">自己 所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上 限は月額50,000円とする</p> </li> <li>○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="443 1227 1299 1489"> <tr> <td rowspan="2">自己 所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> </li> </ul>	自己 所有	計上できない		賃借			事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする		自宅兼用	計上できない	自己 所有	計上できない		賃借			事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする		自宅兼用	計上できない
自己 所有	計上できない																						
	賃借																						
	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする																					
	自宅兼用	計上できない																					
自己 所有	計上できない																						
	賃借																						
	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする																					
	自宅兼用	計上できない																					
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</li> <li>○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の 上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と 日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績 に応じた額とする</li> </ul>																						

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

## 杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)  
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和 31 年 9 月 25 日議決)第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

### (会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。
- 3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 その他の委員は、会長が指名する。

### (会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

### (守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

### (設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）に規定する政務活動費（以下「政務活動費」という。）に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

### (所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長（以下「議長」という。）から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

(1) 政務活動費の使途に関する事項

(2) 政務活動費の適正な執行に関する事項

(3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

### (組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の会議は、非公開とする。

### (権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 過去（政務調査費）の判例

### 1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決(平成19年12月19日)》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決(平成19年2月9日)》

### 2 「研修費」関係

- × △△連合会(政党)の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決(平成19年2月9日)》

### 3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

### 4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

## 5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して



よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

## 8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成 20 年 3 月 24 日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

### 3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

- 平成12年「地方自治法」改正 ……「政務調査費」制度化
- 平成13年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成13年4月1日施行）
- 平成18年12月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成19年5月1日施行）
  - ……収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け
- 平成19年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成19年5月1日施行）
- 平成20年3月「政務調査費検討会」報告書
  - ……新たな使途基準細目を作成
- 平成21年6月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定
- 平成22年5月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定
- 平成24年9月「地方自治法」改正
  - ……政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。
- 平成25年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行
  - ……「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

31 杉議会第 17 号  
平成 31 年 4 月 5 日

監査委員 様

区議会事務局長  
佐野 宗昭

## 平成 30 年度杉並区職員措置請求監査結果における 意見・要望事項等への対応状況について（報告）

平成 30 年度の杉並区職員措置請求（平成 28 年度政務活動費に関する住民監査請求）の監査結果における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 意見・要望事項の内容

##### （1）按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

このことについては、平成 28 年度の監査結果以降、意見・要望事項としてきたものであり、今後の検討に期待する。

##### （2）支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明等について

インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、支出割合の上限が設けられたところであるが、当該支出について合理的な説明ができる場合は、その上限を超えて計上することが認められている。

上記（1）においては、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、それを裏付ける資料を提出するなど、より適正に運用されるよう留意されたい。

また、パソコンの購入費、リース料、インターネット接続料等のパソコン関連経費については、一般的にパソコンの使用実態に即して按分されるものと考えられるところ、インターネット接続料のみ支出割合の上限が設けられたことは、他のパソコン関連経費との整合性が図られているとは必

ずしもいえず、上記（１）で述べたとおり、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合は、支出割合の上限を設けるよう検討されたい。

### （３）区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について

区議会におかれては、平成 27 年度から区議会事務局による収支報告書等関係書類の点検サイクルの充実・強化（区議会事務局への収支報告書等関係書類の提出回数を年 3 回から年 4 回に変更）を図るなど、政務活動費の適正な執行の確保に努められているところであるが、本件監査請求後の会派・議員自身や区議会事務局による精査・点検により、一部の会派・議員において、収支報告書等の訂正や自主返還などが行われている現状が見受けられる。

より厳正な見直しを行われたことは望ましいことであるが、今後は、このような点にも十分に留意して、適正な収支報告等を行うよう努められたい。

また、平成 27 年度の「事務処理の手引」においては、収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化として、収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮していくとともに、一定の期間内での区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行うこととされており、改めてこのことを銘記され、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。

### （４）政務活動費の支出の計上年度に関するルールの明定について

政務活動費の支出の計上年度について、区議会事務局長の抗弁書において、「区議会では、政務活動費条例及び政務活動費規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、政務活動費の計上を「現金主義」で一律処理することとしており、交付年度内で実際に支出された経費を対象としている。ただし、交付年度内で実際に支出された経費であれば、どのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を 1 年分にとどめるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が 1 年以内であっても、議員の職を辞した後に支払ったものが計上されていれば、その分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分は、政務活動費に計上できないことは当然のことであり、その意味でも「現金主義」の採用によって区に損害が生じることはない」との見解が示されているが、明文の規定が設けられていない。

本件監査においては、資料購入費の項目で「政務活動費の支出の計上年度を当該支出が行われた年度とする「現金主義」を採用することも許容されると解するのが相当である」と判断したところであるが、政務活動費の支出の計上年度に関するルールについては明文の規定を設けることが適切であり、政務活動費規程等に明記されたい。

## 2 対応状況

平成 31 年度に向けて別紙のとおり改善した。また、平成 30 年度に改善することができなかった事項については引き続き検討する。

## 1 意見・要望事項への対応状況

### ○ 区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について **手引書改正**

手引書を改正し、「収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮するとともに、四半期ごとの区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行う」旨を記載し、各議員に再度周知徹底する。

## 2 その他の改善事項

### (1) 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について

「政務活動補助職員勤務報告書」の勤務内容の記載方法については、手引書を改正し、平成30年度から、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を記載することとしており、その旨を各議員に再度周知徹底する。

### (2) 「政務活動費の支出に関する事務処理について」(手引書)の公開について

平成31年度版から、杉並区議会ホームページで公開することとする。

## 3 平成31年度の検討事項

次の項目については、引き続き検討を行うものとする。

特に、①については、平成28年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度は、重点的に検討することとする。

- ① 按分の割合(上限)が定められていない経費の適切な按分の割合の設定
- ② 私的活動が混在する場合の適切な按分の割合の設定
- ③ 支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化
- ④ 月極駐車場代を計上できない経費とすること
- ⑤ 支出の計上年度に関するルール of 明定
- ⑥ 杉並区議会ホームページでの調査検討委員会の検討結果の公開
- ⑦ 杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類(出納簿、領収書等)の公開